受信障害対策共聴施設整備事業費補助事業
助成金交付要綱

令和５年４月

一般社団法人日本ＣＡＴＶ技術協会

（目的）

第１条　この要綱は、福島第一原発事故に伴い災害対策基本法等の一部を改正する法律（令和３年法律第３０号）による改正前の原子力災害対策特別措置法（平成１１年法律第１５６号）に基づき、「警戒区域」「計画的避難区域」「帰還困難区域」「居住制限区域」「避難指示解除準備区域」「特定避難勧奨地点」又は「緊急時避難準備区域」（以下「規制区域」という。）に設定された場所において、受信障害対策共聴施設整備事業を実施する場合の助成について定めるものである。

２　この要綱に基づく助成金の交付業務は、国の受信障害対策共聴施設整備事業費補助事業補助金の交付を受けて、建築物その他の工作物による影響により、地上アナログテレビ放送の難視聴解消を目的として設置された規制区域内にある共聴施設を地上デジタルテレビ放送対応の有線共聴施設又は無線共聴施設に整備若しくは有線放送設備への置換又は設置により地上デジタルテレビ放送の再放送を視聴可能とする事業及び地上デジタルテレビ放送の難視聴が生じる地域において、当該放送の難視聴解消を目的とする有線共聴施設若しくは無線共聴施設の設置又は有線放送設備の利用により地上デジタルテレビ放送の再放送を視聴可能とする事業を行う当該施設の管理者（個人、法人、共聴組合等の施設の所有者。また、当該施設の受信者も含む。ただし、いずれであっても国・地方公共団体を除く。以下同じ。）に対し所要経費（地上アナログ放送用、ＢＳデジタル放送用及びＣＳデジタル放送用の機器代金及び工事費用を除く。）の一部を助成することにより、放送の受信可能な地域の拡大を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 受信障害対策共聴施設整備事業とは、次に掲げる事業であって、助成の対象となる施設の管理者が行うものをいう。

①　受信障害対策共聴施設改修整備事業（有線共聴施設の整備）
建築物その他の工作物による影響により、地上アナログテレビ放送の難視聴解消を目的として設置された共聴施設を地上デジタルテレビ放送対応の有線共聴施設に整備するもの

②　受信障害対策共聴施設改修整備事業（無線共聴施設への整備）
建築物その他の工作物による影響により、地上アナログテレビ放送の難視聴解消を目的として設置された共聴施設を地上デジタルテレビ放送対応の無線共聴施設に整備するもの

③　受信障害対策共聴施設の有線放送設備への置換事業
建築物その他の工作物による影響により、地上アナログテレビ放送の難視聴解消を目的として設置された共聴施設を有線放送設備に置換し、地上デジタルテレビ放送の再放送を視聴可能とするもの。

④　受信障害対策共聴施設新設整備事業（有線共聴施設の設置）
建築物その他の工作物による影響により、地上デジタルテレビ放送の難視聴が生じる地域において、当該放送の難視聴解消を目的とする有線共聴施設を設置するもの（当該地域に対して地上デジタルテレビ放送が開始された後に建築物その他の工作物が設置されたことに起因する場合を除く。）

⑤　受信障害対策共聴施設新設整備事業（無線共聴施設の設置）

建築物その他の工作物による影響により、地上デジタルテレビ放送の難視聴が生じる地域において、当該放送の難視聴解消を目的とする無線共聴施設を設置するもの（当該地域に対して地上デジタルテレビ放送が開始された後に建築物その他の工作物が設置されたことに起因する場合を除く。）

⑥　有線放送設備利用事業

建築物その他の工作物による影響により、地上デジタルテレビ放送の難視聴が生じる地域に対し、有線放送設備の設置により地上デジタルテレビ放送の再放送を視聴可能とするもの（当該地域に対して地上デジタルテレビ放送が開始された後に建築物その他の工作物が設置されたことに起因する場合を除く。）。

(2) 助成対象事業とは、デジタル化対応工事未着手の受信障害対策共聴施設整備事業であって、助成金の交付対象となった事業をいう。

(3) 助成対象者とは、受信障害対策共聴施設整備事業を実施する者であって、当該事業の対象となる共聴施設の管理者又は受信者をいう。

（助成事業の実施者）

第３条　一般社団法人日本ＣＡＴＶ技術協会（以下「当協会」という。）は、受信障害対策共聴施設整備事業の実施に必要な資金に充てるための助成金を助成対象者に対し交付する。

（助成金交付基準）

第４条　当協会は、助成対象者への助成に当たっては、次の各号に掲げる事項を基準として行う。

(1) 受信障害対策共聴施設整備事業を的確に遂行するために、必要な関係者の同意を得ているものであること。

(2) 受信障害対策共聴施設整備事業で実施する工事の内容が、次の事項に照らして妥当であること。

①　有効性：建造物の影響による難視聴の解消を目的として行い、助成によりその実施の促進が見込まれるものであること。

②　公平性：建造物その他の工作物の影響による難視聴解消を図るために、適正な機器構成かつ価額の工事であること。

③　経済性：有線放送設備に置換又は有線放送設備の設置により地上デジタルテレビ放送の再放送を視聴可能とする場合に要する経費は、受信障害対策共聴施設を改修又は設置する場合に要する経費を上限とすること。

（助成対象経費）

第５条　助成の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、別表第１に掲げる経費の総額とする。

（交付額）

第６条　当協会は、予算の範囲内において、助成対象経費の３分の２に相当する額の助成金を交付する。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた金額とする。

（交付の申請）

第７条　助成対象者は、助成金の交付を受けようとするときは、様式第１号による交付申請書を当協会が別に定める日までに当協会に提出しなければならない。なお、申請者は、原則、当該事業の対象となる共聴施設の管理者とするが、管理者でない受信者の申請を認める場合がある。

２　助成対象者が消費税課税事業者である場合は、前項の助成金の交付の申請をするに当たっては、助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定により仕入れに係る消費税額及び地方消費税額として控除できる部分の金額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税仕入控除税額」という。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

３　当協会は、受け付けた助成金交付申請に係る助成金の額が予算の範囲を超えると認められるときは、助成金交付申請の受付を停止する。

４　当協会は、第１項の規定により提出のあった交付申請書について、申請書の記載事項に不備がないこと、申請書に必要な書類が添付されていること、申請をすることができる期間内にされたものであることその他この要綱に定められた申請の形式上の要件に適合しない申請については、速やかに、助成対象者に対し相当の期間を定めて当該申請の補正を求め、当該申請書類を返却する。

（交付決定の通知）

第８条　当協会は、前条の規定による交付の申請に対し、その内容の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、助成金を交付すべきものと認めたときは交付決定をし、速やかに助成対象者に対して、様式第２号による交付決定通知書により通知するものとする。ただし、書類の内容について疑義が生じ、審査が困難な場合は、助成対象者に当該書類を返却することができる。

２　当協会は、前項の決定に際して減額又は必要な条件を付すことができる。

３　当協会は、第１項の規定による交付の決定を行うに当たっては、前条第２項の規定により助成金に係る消費税仕入控除税額について減額して申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税仕入控除税額を減額するものとする。

４　当協会は、前条第２項のただし書による申請がなされたものについては、助成金に係る消費税仕入控除税額について、助成金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

５　助成対象者は、デジタル化対応工事を交付決定通知書の受領後に開始しなければならない。

６　当協会は、前条の規定による申請が、第４条及び第５条の要件に合致しない場合、虚偽又は不正その他の事由により当協会が交付決定をすることが適当ではないと認めた場合は不交付決定をし、様式第３号による受信障害対策共聴施設整備事業費補助事業助成金不交付決定通知書により助成対象者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第９条　助成対象者は、前条第１項の通知を受けた場合において、助成金の交付の決定の

内容若しくはこれに付された条件に不服があり、助成金の交付の申請を取り下げようとするとき又は助成対象者の事情により事業の実施が困難となったため、助成金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から当協会の指定する日までに、当協会に様式第４号による助成金交付申請取下げ書をもって申し出なければならない。

２　前項の規定により申請の取下げがあったときは、当該申請に係る助成金の交付の決定はなかったものとみなす。

（計画変更等の承認）

第１０条　助成対象者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ、様式第５号による計画変更承認申請書又は様式第６号による中止（廃止）承認申請書を当協会に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 助成対象事業の内容を変更しようとするとき。(様式第５号)

(2) 助成対象経費の額を変更しようとするとき。(様式第５号)

(3) 助成対象事業を中止し、又は廃止しようとするとき。(様式第６号)

２　当協会は、前項の承認をする場合は、様式第５号の２による変更承認通知書又は様式第６号の２による中止（廃止）承認通知書により助成対象者に通知するものとする。

３　当協会は、第１項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

（遅延の報告）

第１１条　助成対象者は、助成対象事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は助成対象事業の遂行が困難となった場合は、速やかに様式第７号により遅延報告書を当協会に提出し、その指示を受けなければならない。

（状況報告）

第１２条　助成対象者は、助成対象事業の遂行及び収支の状況について、当協会から要求があった場合は、速やかに様式第８号による状況報告書を当協会に提出しなければならない。

２　当協会は、助成金の交付業務の適正かつ円滑な運営を図るために、必要に応じて助成対象者に対して報告を求め、又は現地調査等を行うことができるものとする。

（実績報告）

第１３条　助成対象者は、助成対象事業が完了した日（助成対象事業の廃止の承認を受けた場合は、その承認を受けた日をいう。）から起算して１５日を経過した日又は３月１０日のいずれか早い日までに、様式第９号による実績報告書を当協会に提出しなければならない。

２　前項の場合において報告書の提出期限について、当協会の別段の指示を受けたときは、その指示によることができる。

３　助成対象者が消費税課税事業者である場合は、第１項の報告を行うに当たって、助成金に係る消費税仕入控除税額が明らかなときには、当該消費税仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（助成金の額の確定等）

第１４条　当協会は、前条の報告を受けたときは、その内容の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る助成対象事業の実施結果が助成金の交付の決定の内容（第１０条の規定に基づく承認をした場合は、その承認した内容）及びこれに付した条件に適合すると認められた場合には、助成対象者に対して、様式第１０号による助成金の額の確定通知書により通知するものとする。

２　前項の交付すべき助成金の額は、助成対象事業における助成対象経費の実績額の３分の２に相当する額と、第８条の規定により通知した交付決定額のいずれか少ない額とする。

（助成金の支払い）

第１５条　助成金は、助成対象者に対して前条の規定により交付すべき助成金の額を確定した後に支払うものとする。助成金は助成対象者に支払うが、助成対象者が、他の者（共聴施設の改修を実施した者、共聴施設設置者若しくはケーブルテレビ会社等）を指定した場合は、その者に支払う。

（交付決定の取消し等）

第１６条　当協会は、第１０条第１項第３号の助成事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は第１２条各項の規定による報告又は現地調査により次の各号のいずれかに該当する場合は、第８条の決定の内容（第１０条の規定に基づく承認をした場合は、その承認した内容）の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 助成対象者が、第１２条各項の規定による報告又は現地調査に当協会が定める期限までに応じない場合

(2) 助成対象者が、法令、この要綱又はこれらに基づく当協会の処分若しくは指示に違反した場合

(3) 助成対象者が、助成金を助成対象事業以外の用途に使用した場合

(4) 助成対象者が、助成対象事業に関して虚偽、怠慢、不正その他不適当な行為をした場合

(5) 交付の決定の後生じた事情の変更等により、助成対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

２　助成対象者は、当協会が前項の規定により助成金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消し部分に関し、既に助成金の交付を受けているときは、当協会の定める期限までに、当該助成金を返還しなければならない。

３　当協会は、前項の規定により助成金の返還を求める場合は、その求めに係る助成金の支払を受けた日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額につき年利１０．９５パーセントの割合で計算した加算金を徴するものとする。

４　助成対象者は、助成金の返還を求められ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年利１０．９５パーセントの割合で計算した延滞金を当協会に納付しなければならない。

５　当協会は、第１項各号のいずれかに該当する助成対象者について、次の措置をとることができるものとする。

(1) 当協会が取り扱うすべての助成金について一定期間交付申請の受付を拒否すること。

(2) 当該助成対象者の名称及び不正の内容を公表すること。

（手続代行者等）

第１７条　手続きを代行する者(以下「手続代行者」という。)は、依頼された手続きを誠意をもって実施するものとする。また、本手続きの代行を通じ助成対象者に関して得た情報は、個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)に従って取り扱うものとする。

２　当協会は、手続代行者が依頼された手続きを偽りその他不正の手段により行った疑いがある場合は、必要に応じて調査を実施し、虚偽、怠慢、不正その他不適当な行為が認められたときは、次の措置をとることができるものとする。

(1)　当協会が取り扱うすべての助成金について一定期間手続代行による交付申請の受付を拒否すること。

(2)　当該手続代行者の名称及び不正の内容を公表すること。

３　前項の規定は、工事事業者その他助成金申請に関係する者が虚偽、怠慢、不正その他不適当な行為が認められた場合について準用する。

（処分審査）

第１８条　当協会は、第１６条及び前条の規定の適用に当たって、当協会は弁護士と相談の上、東北総合通信局と協議して決定するものとする。

２　前項の決定に当たっては、該当者に対して弁明の機会を与えるものとする。

（消費税仕入控除税額の確定に伴う助成金の返還）

第１９条　助成対象者が消費税課税事業者である場合は、助成対象事業完了後に、消費税の申告により助成金に係る消費税仕入控除税額が確定したときには、速やかに様式第１１号による報告書を当協会に提出しなければならない。

２　当協会は、前項の報告があった場合には、当該消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を求める。

３　第１６条第４項の規定は、前項の返還について準用する。

（助成対象事業の経理等）

第２０条　助成対象者が法人である場合は、助成対象事業の経理については、帳簿及びすべての証拠書類を備え、他の経理と明確に区別して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

２　助成対象者は、前項の帳簿及び証拠書類を助成対象事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後５年間、当協会の要求があったときは、いつでも閲覧に供すことができるように保存しておかなければならない。

３　前項に掲げる助成対象者が保存しておかなければならない書類がスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）であるときは、当該記録を必要に応じ直ちに表示することができる電子計算機その他の機器を備え付けておかなければならない。

４　助成対象者が法人でない場合であっても収支に関する証拠書類については前二項を適用する。

（財産の管理等）
第２１条　助成対象者は、助成対象事業によって取得し、又は効用を増加させた財産（以下「取得財産等」という。）については、助成対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、助成金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
２　当協会は、助成対象者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を当協会に納付させることがある。

（処分等の制限）
第２２条　助成対象者は、取得価格又は効用の増加価格が単価５０万円以上の取得財産等を助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄しようとするときは、あらかじめ様式第１２号による受信障害対策共聴施設整備事業に係る財産処分承認申請書を当協会に提出し、当協会の承認を受けなければならない。ただし、別表第２に定める財産の処分制限期間を経過した場合は、この限りではない。
２　当協会は、前項の申請が無線システム普及支援事業費等助成金交付要綱（平成１７年総基移第３８０号）補足事項４（２）に該当すると認められる場合には、当該申請をもって協会の承認があったものとして取り扱う。
３　前条第２項の規定は、第１項の承認をする場合において準用する。

（財産の処分による収入の納付等）
第２３条　助成対象者は、第２１条第２項（前条第２項において準用される場合を含む）の規定により、財産の処分による収入の全部又は一部を当協会に納付する場合には、速やかに様式第１２号による届出書を当協会に提出しなければならない。
２　当協会は、前項の届出があった場合には、当該収入の全部又は一部の納付を求める。
３　第１項の財産の処分による収入の納付期限は、前項の求めをした日から起算して２０日以内とし、期限内に納付がない場合には、当協会は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利５パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（書類の提出）
第２４条　この要綱に定める申請書その他の書類は、総務省福島原発避難区域テレビ受信者支援センター（以下「デジサポ福島」という。）に提出するものとする。

（その他必要な事項）
第２５条　助成金の交付に関するその他必要な事項は、当協会が別に定める。

附則
この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

この助成金交付要綱は、今後必要に応じて修正することがあります。
ご不明の点につきましては、デジサポ福島までお問い合わせください。

別表第１　補助対象経費（施設・設備費）

内　　容
① 放送の再放送に必要な次の施設・設備の設置に要する経費 　ａ　鉄塔 　ｂ　局舎 　ｃ　外構施設 　ｄ　受電設備（電力引込み送電線を含む。） 　ｅ　送受信アンテナ 　ｆ　送受信機（予備送受信機を含む。） 　ｇ　伝送用専用線 　ｈ　ケーブル 　ｉ　中継増幅装置 　ｊ　電源設備（予備電源設備を含む。） 　ｋ　警報装置 　ｌ　監視装置 　ｍ　制御装置 　ｎ　測定器 ② ①に掲げるもののほか、附帯施設（総務大臣が別に定める施設・設備）の設置に要する経費 ③ 有線放送設備を設置又は受信障害対策共聴施設を有線放送設備に置換して地上デジタルテレビ放送の再放送を視聴可能とするための経費 　ａ 有線放送設備の設置に要する経費のうち、受信者が負担するもの 　ｂ 有線放送設備を利用するための契約料 ④ 受信障害対策共聴施設を撤去するための経費 ⑤ 附帯工事費

別表第２

処分を制限する財産の名称		処分制限期間（年）
施設設備等の分類	財産の名称、構造等	
構築物	放送用又は無線通信用のもの	
	鉄塔及び鉄柱	
	円筒空中線式のもの	３０
	その他のもの	４０
	鉄筋コンクリート柱	４２
	木柱	１０
	アンテナ	１０
	接地線及び放送用配線	１０
工具	測定工具	5
機械及び装置	ラジオ又はテレビジョン放送設備	6
	その他の通信設備（給電用指令設備を含む。）	9

様式第１号（第７条第１項関係）

令和　　年　　月　　日

一般社団法人日本ＣＡＴＶ技術協会　殿

（施設管理者）
施設名
法人名・管理組合名
代表者名　　印
住所
電話番号
申込者名
（申込者が代表者でない場合に記入）
住所
電話番号

手続きを代行する者がいる場合は記入（委任状を添付する）

（手続代行者）
法人名
代表者名
住所
電話番号

受信障害対策共聴施設整備事業費補助事業助成金交付申請書

標記について、受信障害対策共聴施設整備事業費補助事業助成金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第７条第１項の規定により、受信障害対策共聴施設整備事業費補助事業助成金の交付について、下記のとおり申請します。

なお、本申請に当たっては、交付要綱の規定を遵守するとともに、協会からの指示があった場合には、これに従うことを約します。

また、本申請に当たり、本助成金制度において発生した一切の件については、協会に対し一切責任を問わないことを約します。

記

１　助成対象事業の名称：受信障害対策共聴施設整備事業

□１受信障害対策共聴施設を改修（有線共聴施設の整備）
□２受信障害対策共聴施設を改修（無線共聴施設への整備）
□３受信障害対策共聴施設を有線放送設備（ケーブルテレビ等）へ置換
□４受信障害対策共聴施設を新たに設置（有線共聴施設の設置）
□５受信障害対策共聴施設を新たに設置（無線共聴施設の設置）
□６有線放送設備（ケーブルテレビ等）を新たに利用

２　助成対象経費の額及び助成金交付申請額　（注１）

事業費の額　　円（注２）

助成対象経費の額　　円（注３）

助成金交付申請額　　円（1,000 円未満切り捨て）（注４）

（注１）消費税仕入控除税額を減額して申請する場合は、次の算式を明記すること。
助成金所要額－消費税仕入控除税額＝助成金額

（注２）実施する事業の総額。

（注３）地上デジタル対応に不可欠な改修部分の工事経費。
受信障害対策共聴施設の有線放送設備への置換又は新たな設置に要する工事経費。

（注４）助成金交付申請額は、受信障害対策共聴施設を改修又は有線放送設備に置換する場合は、助成対象経費の（２／３）、受信障害対策共聴施設を新たに設置する場合は、助成対象経費の（２／３）となります。

３　助成対象事業の概要

別紙１により提出すること。

４　添付資料

(1) 助成対象事業に要する経費の見積書

(2) 工事概要書（別紙２）

(3) 有線電気通信法第３条の規定に基づく届け出の写し（又は放送法第１２９条第１項又は同法第１３３条第１項の規定に基づく届け出の写し（平成２３年６月２９日以前の有線テレビジョン放送法第１２条の規定に基づく届け出の写しも含む））

(4) 本申請に関して、関係者の同意を得ていることを示す書類等（注５）

（注５）共聴組合における決議書等、施設加入者の代表者と施設管理者の覚え書き等を添付すること。改修経費又は有線放送設備への移行経費（加入料金、工事費用及び撤去費用）を施設管理者（ビル主など）が全額負担する場合に限って、加入者との同意書類の添付は不要。
有線放送設備への移行の場合、月額利用料の負担（金額、期間）に関する申請者と加入者側の同意書を添付すること。

(5) 東京電力福島第一原子力発電所事故発生時（平成２３年３月１１日）の住まいの地域が規制区域に設定されたことを証する公的機関が発行した書類。

（注６）助成金申請の手続きを代行する場合は、委任状を添付すること。委任状には、委任者（施設管理者）及び受任者（手続代行者）の印を押すこと。

（注７）以上の事項に関して形式上の要件に適合しない場合又は疑義が生じた場合は、当協会は交付申請書類を助成対象者に返却する。また、虚偽又は不正等があった場合は不交付決定とする。

別紙１

助成対象事業の概要

法人名 又は共聴組合名 代表者氏名	
施設の許可又は 届出番号	
施設の設置場所	
加入する世帯の数 （引き込み端子数）	

（円）

助成金交付決定額			事業費
経費区分	施設・設備費	（記載不要）	

備　考

別紙２

工事概要書

１　共聴施設の概要

現存施設について記載（ただし、新設の場合は設置予定施設について記載）

(1) 受信アンテナの設置場所

(2) 施設の構造（別表）（注１）

(3) 施設区域図（案内図を含む）（別添）

(4) 線路図（ブロックダイヤグラムを含む）（別添）（注２）

（注１）アンテナ、ヘッドアンプの種類と数、保安器数を記載すること。

（注２）有線共聴施設の改修においては、既存部分を記載し、追加及び変更部分については朱書きすること。有線放送設備に移行の場合も、現在の共聴施設の線路図を添付することとし、撤去工事を含む場合は撤去箇所を明示するとともに、撤去機材一覧を添付すること。

２　実施計画

(1) 着工（予定）年月日　　令和　　年　　月　　日

(2) 完了（予定）年月日　　令和　　年　　月　　日

※交付要綱第１３条第１項に定める実績報告書提出期限までに完了する事業であること。

３　資金計画

（円）

<table>
<tr><th colspan="2">収</th><th>入</th><th colspan="2">支</th><th>出</th></tr>
<tr><td colspan="2">財　源　内　訳</td><td></td><td colspan="2">経費区分</td><td>（　事　業　費　）</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">助　成　金</td><td>交付（予定）額</td><td colspan="2" rowspan="9">施設・設備費</td><td rowspan="9"></td></tr>
<tr><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">共聴施設の管理者等の負担額</td><td>予　算　額</td></tr>
<tr><td></td><td>借　入　金</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>加入する世帯の負担額</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>自己資金</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>その他（　　）（注３）</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>小　　計</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">合　　計</td><td></td><td colspan="2">合　　計</td><td></td></tr>
</table>

（注３）財源の内容を記載する。

様式第２号（第８条第１項関係）

第　　号
令和　　年　　月　　日

○○○テレビ共同受信施設
　　○○　○○　　殿

一般社団法人日本ＣＡＴＶ技術協会　（印省略）

受信障害対策共聴施設整備事業費補助事業助成金交付決定通知書

令和　　年　　月　　日付けで申請のあった受信障害対策共聴施設整備事業費補助事業助成金については、受信障害対策共聴施設整備事業費補助事業助成金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第８条第１項の規定により、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

１　助成金の交付の対象となる事業の内容は、
　□申請書に記載されたとおりとする。
　□一部修正の上、別紙１のとおりとする。

２　助成金の交付決定額は、　　金　　，　　円とする。

３　内訳は次のとおりとする。

（円）

経費区分	交付決定額
施設・整備費	

４　助成金の交付の条件は、別紙２のとおりとする。

なお、当協会は交付要綱第１２条第２項の規定に基づき、助成金交付決定通知後においても、工事前・工事中・工事後において申請者に対して報告を求め、又は現地調査を行うことがある。また、第１６条第１項（１）～（５）に該当することが判明した場合は、交付決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することがある。

別紙２

(1)助成金の交付を受けて助成対象事業を実施するにあたり、一般社団法人日本ＣＡＴＶ技術協会（以下「当協会」という。）が定める受信障害対策共聴施設整備事業費補助事業助成金交付要綱に従わなければならない。要綱はデジサポ福島のホームページ（https://www.digisuppo-fukushima.jp）を参照してください。

(2) 助成対象事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ様式第５号により当協会の承認を受けなければならない。

(3) 助成対象事業を中止又は廃止しようとするときは、様式第６号により当協会の承認を受けなければならない。

(4)助成対象事業の遅延又は遂行が困難となった場合は、速やかに様式第７号により遅延報告書を当協会に提出し、その指示を受けなければならない。

(5) 助成対象事業の遂行及び収支の状況について、当協会から要求があった場合は、速やかに様式第８号により状況報告書を当協会に提出しなければならない。

(6) 助成対象事業が完了したとき（助成対象事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から起算して１５日を経過した日又は３月１０日のいずれか早い日までに、様式９号により実績報告書を当協会に提出しなければならない。

(7) 助成対象者は、経費支出に関する証拠書類を整理し、助成対象事業の完了した日の属する会計年度の終了後５年間保存しておかなければならない。

(8) 助成対象者が当該事業によって取得し、又は効用を増加させた財産（以下(9)及び(10)において「取得財産等」という。）のうち、取得価格が単価５０万円以上のものについて、助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄しようとするときは、あらかじめ交付要綱に定める様式第１２号による承認申請書を当協会に提出し、当協会の承認を受けなければならない（交付要綱第２２条第１項の規定による財産の処分制限期間を経過した場合を除く。）。

(9) 助成対象者が取得財産等を処分することにより収入があると認める場合には、その収入の全部又は一部を当協会に納付させることがある。

(10) 助成対象者は、取得財産等については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、助成金交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならない。

(11) 助成対象者が消費税課税事業者である場合は、助成金に係る消費税及び地方消費税相当額については、交付要綱の定めるところにより、消費税仕入控除税額が明らかになったときには、当該消費税仕入控除税額を減額することとなる。

(12) 助成金により整備した機器については、「無線システム普及支援事業費等助成金事業」のシールを貼り付ける（ケーブル等の場合は、表札等でも可）とともに、当該機器の写真を撮影する。

様式第３号（第８条第６項関係）

第　　号
令和　　年　　月　　日

○○○テレビ共同受信施設
　　○○　○○　　殿

一般社団法人日本ＣＡＴＶ技術協会　（印省略）

受信障害対策共聴施設整備事業費補助事業
助成金不交付決定通知書

令和　　年　　月　　日付けで申請のあった受信障害対策共聴施設整備事業費補助事業助成金については、受信障害対策共聴施設整備事業費補助事業助成金交付要綱第８条第６項の規定により、下記のとおり交付しないことに決定したので通知します。

記

１　申請事業の名称
　　受信障害対策共聴施設整備事業費助成事業

２　助成金不交付決定の理由

様式第４号（第９条第１項関係）

令和　　年　　月　　日

一般社団法人日本ＣＡＴＶ技術協会　殿

施設名
代表者名　　印
住所
電話番号
届出者名
（届出者が施設の代表者でない場合に記入）
電話番号

受信障害対策共聴施設整備事業費補助事業
助成金交付申請取下げ届出書

令和　　年　　月　　日付け　第　　号で助成金の交付決定通知のあった受信障害対策共聴施設整備事業費補助事業助成金については、受信障害対策共聴施設整備事業費補助事業助成金交付要綱第９条第１項の規定により、同助成金　　，　　円の交付申請（令和　　年　　月　　日付）を取り下げます。

記

１　申請を取り下げる理由

□　事業の実施が困難となったため
□　交付決定内容又は交付の決定に付された条件に不服があるため

理　　由

様式第５号（第１０条第１項関係）

令和　　年　　月　　日

一般社団法人日本ＣＡＴＶ技術協会　殿

施設名
代表者名　　印
住所
電話番号
申請者名
（申請者が施設の代表者でない場合に記入）
電話番号

受信障害対策共聴施設整備事業の変更承認申請書

令和　　年　　月　　日付け　第　　号で助成金の交付決定通知のあった受信障害対策共聴施設整備事業の一部を変更する必要があるので、受信障害対策共聴施設整備事業費補助事業助成金交付要綱第１０条第１項の規定により、下記のとおり申請します。

記

１　変更事項及びその内容

変更事項		変更前	承認後
内容			
経費	施設・設備費		

２　変更を必要とする理由

３　変更が助成対象事業に及ぼす影響

４　交付の申請時に、消費税仕入控除税額を減額して申請した場合であって、助成金交付決定の通知を受けた後において、助成対象事業の内容を変更（軽微な場合を除く。）しようとするときは、交付を受けようとする助成金の額及び次の算式を明記すること。
交付を受けようとする助成金の額　　金　　，　　円
助成金所要額－消費税仕入控除税額＝助成金額

様式第５号の２（第１０条第２項関係）

第　　号
令和　　年　　月　　日

郵便番号
住所
氏名　　○○　○○　　殿

一般社団法人日本ＣＡＴＶ技術協会（印省略）

受信障害対策共聴施設整備事業の変更承認通知書

令和　　年　　月　　日付けで変更承認申請のあった受信障害対策共聴施設整備事業については、受信障害対策共聴施設整備事業費補助事業助成金交付要綱第１０条第２項の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

１　変更承認の内容

（千円）

変更事項		変更前	承認後
内容			
経費	施設・設備費		

２　承認の条件等

様式第６号（第１０条第１項関係）

令和　　年　　月　　日

一般社団法人日本ＣＡＴＶ技術協会　殿

施設名
代表者名　　印
住所
電話番号
申請者名
（申請者が施設の代表者でない場合に記入）
電話番号

受信障害対策共聴施設整備事業中止（廃止）承認申請書

令和　　年　　月　　日付け　第　　号で助成金の交付決定通知のあった受信障害対策共聴施設整備事業を中止（廃止）したいので、受信障害対策共聴施設整備事業費補助事業助成金交付要綱第１０条第１項の規定により、下記のとおり申請します。

記

１　事業を中止（廃止）する理由

２　経費の支出額内訳　　（円）

経 費 区 分	既施工等部分額	未施工等部分額	合　　計
施設・設備費			

３　事業の再開の見通し（事業を中止する場合は記入）
(1) 中止期間　　年　　月　　日～　　年　　月　　日
(2) 完了予定日　　年　　月　　日

様式第６号の２（第１０条第１項関係）

第　　号
令和　　年　　月　　日

郵便番号
住所
氏名　　○○　○○　　殿

一般社団法人日本ＣＡＴＶ技術協会（印省略）

受信障害対策共聴施設整備事業の中止（廃止）承認通知書

令和　　年　　月　　日付けで中止（廃止）承認申請のあった受信障害対策共聴施設整備事業については、受信障害対策共聴施設整備事業費補助事業助成金交付要綱第１０条第２項の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

１　中止（廃止）承認の対象となる助成事業の内容

２　承認の内容

３　承認の条件等

様式第７号（第１１条関係）

令和　　年　　月　　日

一般社団法人日本ＣＡＴＶ技術協会　殿

施設名
代表者名　　印
住所
電話番号
報告者名
（報告者が施設の代表者でない場合に記入）
電話番号

受信障害対策共聴施設整備事業遅延報告書

令和　　年　　月　　日付け　第　　号で助成金の交付決定通知のあった受信障害対策共聴施設整備事業について、下記の遅延が発生したので、受信障害対策共聴施設整備事業費補助事業助成金交付要綱第１１条の規定により報告します。

記

１　遅延の内容及びその原因

２　事業の現在の進捗状況

３　現在までに要した経費

４　遅延に対してとった措置

５　助成対象事業の遂行及び完了の予定

様式第８号（第１２条関係）

令和　　年　　月　　日

一般社団法人日本ＣＡＴＶ技術協会　殿

施設名
代表者名　　印
住所
電話番号
報告者名
（報告者が施設の代表者でない場合に記入）
電話番号

受信障害対策共聴施設整備事業状況報告書

令和　　年　　月　　日付け　第　　号で助成金の交付決定通知のあった受信障害対策共聴施設整備事業の実施状況について、受信障害対策共聴施設整備事業費補助事業助成金交付要綱第１２条の規定により報告します。

記

１　交付決定額の進捗状況

（円）

経費区分	交付決定額 (A)	実績額 (B)	進捗率 (B/A)%	差額 (A-B)	実績見込額
施設・設備費					

２　助成対象事業の遂行状況
助成対象事業の遂行について、その進捗が確認できる資料その他関係書類

様式第９号（第１３条第１項関係）

令和　　年　　月　　日

一般社団法人日本ＣＡＴＶ技術協会　殿

施設名
法人名・管理組合名
代表者名　　印
住所
電話番号
報告者名
（施設の代表者でない場合に記入）
電話番号

受信障害対策共聴施設整備事業実績報告書

令和　　年　　月　　日付け　第　　号で助成金の交付決定通知のあった受信障害対策共聴施設整備事業は、完了（廃止）しましたので、受信障害対策共聴施設整備事業費補助事業助成金交付要綱第１３条第１項の規定により、下記のとおり報告します。

記

１　助成対象事業の実施状況

（円）

区　　分	交付決定通知書の助成金交付額
助　成　金	

２　事業の実施状況（注１）

施設の設置場所	
領収書（又は請求書）発行業者名	
着　工　日	年　月　日
完　了　日	年　月　日

（注１）助成金交付申請書と内容が同一の項目については、その旨を記載し、記載を省略することができる。

3　事業収支総括表

（円）

<table>
<tr><td colspan="3">収　　入</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">助　成　金</td><td>交付決定通知書の
助成金交付決定額</td><td rowspan="2">－</td></tr>
<tr><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">共聴施設の管理者の
負担額</td><td>予　算　額</td><td>実　績　額</td></tr>
<tr><td rowspan="6"></td><td>借　入　金</td><td></td><td rowspan="5">－</td></tr>
<tr><td>加入する世帯
の負担金</td><td></td></tr>
<tr><td>自　己　資　金</td><td></td></tr>
<tr><td>その他（　　）
（注２）</td><td></td></tr>
<tr><td>小　　計</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">合　　計</td><td></td><td></td></tr>
</table>

（注２）財源の内容を記載する。

支　　出		
経 費 区 分	予　算　額	実　績　額 （支出額合計）
施設・設備費		

4　助成対象者が消費税課税事業者である場合は、助成金に係る消費税仕入控除税額が明らかなときには、交付を受けようとする助成金の額及び次の算式を明記すること。

交付を受けようとする助成金の額　　金　　，　　円

助成金所要額－消費税仕入控除税額＝助成金額

5　添付書類

(1) 施設整備工事代金等の請求書又は同領収書の写し（注３）

（注３）軽微な変更があった場合は、明細を添付すること。助成金の増額を希望する場合は、工事終了前に変更承認申請書（様式第５号）を提出し、交付決定の変更通知を受けること。また、請求書の写しを提出の場合は、必要に応じ領収書の写しの提出を求める場合がある。

(2) 当該施設等の完成写真

(3) 総合通信局への有線電気通信設備変更届等の届出書の写し（注４）

（注４）受領済であること及び変更箇所が確認できる部分を提出すること。

(4) 助成金振込先口座情報確認書

(5) 変更箇所を赤色で表示した線路図（交付申請書から変更された場合に限る）

様式第１０号（第１４条第１項関係）

第　　号
令和　　年　　月　　日

○○テレビ共同受信施設
　○○　○○　　殿

一般社団法人日本ＣＡＴＶ技術協会（印省略）

受信障害対策共聴施設整備事業費補助事業助成金の額の確定通知書

令和　　年　　月　　日付け　第　　号で実績報告のあった受信障害対策共聴施設整備事業費補助事業助成金の額を、受信障害対策共聴施設整備事業費補助事業助成金交付要綱第１４条第１項の規定により、下記のとおり確定したので通知します。

記

１　助成金の確定額は、　　金　　，　　円とする。

２　内訳は次のとおりとする。

（円）

経費区分	交付決定額
施設・整備費	

【留意事項】

（１）助成金は、一般社団法人日本ＣＡＴＶ技術協会から、原則、申請者（この通知書のあて先）に支払います。ただし、申請者が工事業者等の他の者を指定した場合は、その者に支払います。

（２）本支援により、取得した財産等を処分することにより収入があるとき、又は支援により締結した契約を解約したことにより収入があるときは、その収入の全部又は一部を一般社団法人日本ＣＡＴＶ技術協会に納付させることがあります。

様式第１１号（第１９条第１項関係）

令和　　年　　月　　日

一般社団法人日本ＣＡＴＶ技術協会　殿

施設名
代表者名　　印
住所
電話番号

消費税額の額の確定に伴う報告書

受信障害対策共聴施設整備事業費補助事業助成金交付要綱第１９条第１項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

１　助成金額（助成金交付要綱第１４条第１項による額の確定額）

円

２　助成金の確定時における消費税仕入控除税額

円

３　消費税額の確定に伴う助成金に係る消費税仕入控除税額（注１）

円

４　助成金返還相当額（３－２）

円

（注１）別紙として積算の内訳を添付すること。

様式第１２号（第２２条第１項、第２３条第１項関係）

令和　　年　　月　　日

一般社団法人日本ＣＡＴＶ技術協会　殿

施設名
代表者名　　印
住所
電話番号

受信障害対策共聴施設整備事業に係る財産処分承認 申請/届出 書

無線システム普及支援事業（受信障害対策共聴施設整備事業）により取得した施設の財産処分を行いたいので、関係書類を添えて下記のとおり 申請します。/届け出ます。

記

１　処分の内容
（取得財産の目的外利用、交換、貸与、担保、取り壊し又は廃棄の別）

２　処分の理由

３　取得財産の概要
(1) 施設の名称
(2) 施設設置者（事業主体）の名称
(3) 施設の所在地
(4) 事業費
（ア）国庫助成金（助成金）
（イ）その他の負担金

４　処分の概要
(1) 処分しようとする相手方（注１）

(2) 処分しようとする財産の範囲
（処分しようとする財産の範囲を特定するとともに、財産の範囲が確認できる図面等を添付すること。）

(3) 処分の期間（注１）

(4) 処分の条件（注１）

（無償・有償の別、その他の条件を記載する。有償の場合は、利用料金、貸与に伴う経費（維持管理費を含む。）見込額又は総務省所管一般会計助成金等に係る財産処分承認基準（平成２０年４月３０日総官会第７９０号）に定める額を記載する。）

5　処分に伴う放送の再放送サービスの運用開始日（注１）

（注１）取壊し又は廃棄の場合は記載を要しない。